紙、はじめに (略) 次			
<u> </u>			
	I .		
目 次		目次	
ケアプランの基本的考え方と書き方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	ケアプランの基本的考え方と書き方	1
第 1 表 居宅サービス計画書(1)	2	第 1 表 居宅サービス計画書(1)	2
	2		THE CHARLES
① 利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果・・・・・・・② 介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		① 利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた	
② 介護認定番貸会の息見及びサービスの種類の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		② 介護認定審査会の意見及びサービスの種類	の指定・・・・・・・・・・・・・・・ 5
③ 総合的な接助の方針 ④ 生活援助中心型の算定理由 ············	· ·	③ 総合的な援助の方針④ 生活援助中心型の算定理由	6
			-
第 2 表 居宅サービス計画書(2)	11	第 2 表 居宅サービス計画書(2)	11
① 生活全般の解決すべき課題(ニーズ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		① 生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	11
② 長期目標		② 長期目標	
③ 短期目標		③ 短期目標	21
④ 長期目標及び短期目標に付する期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		④ 長期目標及び短期目標に付する期間	26
⑤ 長期目標と短期目標の整合性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		⑤ 長期目標と短期目標の整合性	28
⑥ サービス内容		⑥ サービス内容	
⑦ サービス種別		⑦ サービス種別	34
8 頻度		⑧ 頻度	
⑨ 期間	···· <u>38</u>	⑨ 期間	37
第 3 表 週間サービス計画表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· <u>39</u>	第 3 表 週間サービス計画表	38
① 週間サービス計画表	···· <u>39</u>	週間サービス計画表	38
② 主な日常生活上の活動	41	主な日常生活上の活動	40
③ 週単位以外のサービス	·· ··· <u>43</u>	週単位以外のサービス	42
参考資料		参考資料	
ケアプランの記載例	···· <u>45</u>	ケアプランの記載例	44

ケアプランの基本的考え方と書き方

O「ケアプランの考え方」について

ケアプランを作成する最大の目的は、「利用者の生活に寄り添い、利用者の自立を支援すること」です。利用者にとってわかりやすい具体性のある記述力を向上させ、現ケアプランにかかわる課題改善を図ることは、ケアプランの統一性と質を推進することにつながります。また、介護支援専門員にとっては、効果的・効率的なケアプランの作成を推進することになります。そして何より、利用者の自立支援に資するケアプランの作成につながります。

○「ケアプランの書き方」の基本の「き」

ケアプランは、正式な書類(利用者等に対して説明・同意・交付を行う等)として制度に位置づけられ、利用者、支援者両者にとって重きをおかれているものです。そのことを踏まえたとき、正式な書類として、基本の「き」に注意することが必要です。

<u>ケアプラン点検においても、以下に掲げる基本の「き」に対しての助言や指摘をする</u> ことが少なくありません。

また、「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」(令和3年3月31日老認発0331第6号)の記載要領前文にある【介護サービス計画は、利用者の生活を総合的かつ効果的に支援するために重要な計画であり、利用者が地域の中で尊厳ある自立した生活を続けるための利用者本人の計画であることを踏まえ、わかりやすく記載するものとする(一部抜粋)』とあるように、利用者本人の計画であり、わかりやすく記載することを大切にします。

- 誤字脱字がある(変換ミスなど)。
- ② 専門用語 (例: バイタルサイン) が多すぎて利用者には理解が難しい。
- ③ わかりにくい略語(通介 生活Ⅱなど)があり、内容がわかりにくい。
- ④ 和暦と西暦が混同していてわかりにくい。
- ⑤ 利用者やその家族への配慮に欠けると思われる表現がある(認知症・徘徊・拒否・訴えなど)。
- ⑥ 使用するソフトの状況によって利用者にとってわかりにくいケアプランになっている(例:罫線から文字が切れていたり、ずれていたりする。枠内に収まりきっていない等)。

ケアプランの基本的考え方と書き方

○「ケアプランの考え方」について

ケアプランを作成する最大の目的は、「利用者の生活に寄り添い、利用者の自立を支援すること」です。利用者にとってわかりやすい具体性のある記述力を向上させ、現ケアプランにかかわる課題改善を図ることは、ケアプランの統一性と質を推進することにつながります。また、介護支援専門員にとっては、効果的・効率的なケアプランの作成を推進することになります。そして何より、利用者の自立支援に資するケアプランの作成につながります。

○「ケアプランの書き方」の基本の「き」

ケアプランは、正式な書類(利用者等に対して説明・同意・交付を行う等)として制度に位置づけられ、利用者、支援者両者にとって重きをおかれているものです。そのことを踏まえたとき、正式な書類として、基本の「き」に注意することが必要です。

- 誤字脱字がある(変換ミスなど)。
- ② 専門用語が多すぎて利用者には理解が難しい。
- ③ わかりにくい略語(通介 生活Ⅱなど)がある。
- ① 和暦と西暦が混同していてわかりにくい。
- ⑤ 利用者やその家族への配慮に欠けると思われる表現がある(認知症・徘徊・拒否・訴えなど)。
- ⑥ 使用するソフトの状況によって利用者にとってわかりにくいケアプランになっている(例:罫線から文字が切れていたり、ずれていたりする。枠内に収まりきっていない等)。

2ページ (略)

3ページ

【基本的考え方のポイント】

- 1. 最初に、利用者等が何に困っているか、困難を感じているかを聴き取ります。
- 2. その困難に対して、「どうしたい」「どうなりたい」という解決後の姿(目標)を面談のなかで共有します。
- 3. 解決後の姿(目標)を目指すうえで、利用者等のモチベーションとなる生活像は何かを引き出します。

(例:月1回は妻と外食に行くことを取り戻したい。だから、「歩行訓練」を頑張る)。

- 上記3を踏まえて、利用者や家族等の意向等に対して、課題分析の結果と手照らし合わせ、 「まず、何から始めればよいのか」という内容を記載します。
 - (例:第1に転倒に十分に気をつけながら、「リビングまで歩くこと」に力をいれていきます)。
- 5. 仮に、利用者等の意向が実現困難だとしても、「実現できる」・「実現できない」と紋切型の 判断(表記)をせず、意欲(課題に取り組む意欲・頑張るという動機付け)に繋がるよう留意 します。

〇わかりにくい書き方の傾向

利用者や家族からの意向の聞き取りが十分にできていないため、利用者や家族の言葉 (意向)が抽象的になります。また、利用者の言葉をケアマネジャーの言葉に置き換え ているものもよく見受けられます。利用者等が自分自身の言葉で語った意向を可能な限 りそのまま記載することにより、「自分が発した事実(意向)として受け止めること」が 容易にできるようになります。一方で、利用者の意向をケアマネジャーの言葉に置き換 えると、その思いの大小にかかわらず齟齬が生まれます。例えば、家族は「月1回は1 人の時間をもちたい」と言ったことに対して、「介護負担を軽減したい」とすると意味は 似ていても齟齬があることに気づかされます。

また、利用者や家族が発した支援チームへのお礼等(お世話になります等)を表記していることがあります。「お世話になります」「皆さんに感謝です」という言葉は「意向(希望)」ではありません。利用者等の言葉をできる限りそのまま表記することは重要ですが、感謝の言葉は本欄には不要です。また、意向を踏まえた課題分析の結果に対して、単に利用するサービス内容を表記したり、「実現は難しい」というような利用者の意欲やモチベーション(動機付け)にマイナス影響があると考えられる表記には注意が必要です。

書き方のポイント

- 1. 利用者や家族が発した言葉(セリフ)を可能な限りそのまま具体的に表記します。
- 2. 誰の意向であるかを続柄で記載します(例:長男、長女)。
- 3. 利用者が意向を示すことが困難な場合(例:認知症等による会話困難)には、「利用者に 尋ねましたが明確な回答を得ることができませんでした」という表記もあり得ます。
- 4. 表記の順番は本人(上段)、家族(下段)とします。
- 5. 利用者及びその家族の生活に対する意向が異なる場合には、各々の主訴を区別して記載します。(表記が難しい場合には支援経過記録に残すなど説明が出来るようにする)
- 6. 課題分析の結果については、利用者や家族等の意向等に対する利用者の持つ力や可能性を加味し、また課題分析の結果を踏まえて、利用者等の意向等を実現するために、どのような方向性や方針等が考えられるかを記載します。
- (注)利用者及び家族の意向については、意向を十分に聞き取ったうえでケアプランに利用者と家族と分けて記載します。意向を記載したうえで「今後の方向性(課題分析の結果)」を記載します。

3ページ

【基本的考え方のポイント】

- 1. 最初に、利用者等が何に困っているか、困難を感じているかを聴き取ります。
- 2. その困難に対して、「どうしたい」「どうなりたい」という解決後の姿(目標)を面談のなかで共有します。
- 3. 解決後の姿(目標)を目指すうえで、利用者等のモチベーションとなる生活像は何かを引き出します。

(例:月1回は妻と外食に行くことを取り戻したい。だから、「歩行訓練」を頑張る)。

4. 上記3を踏まえて、利用者や家族等の意向等に対して、「まず、何から始めればよいのか」 という今後の方向性をケアマネジャーが判断した分析結果として記載します。 (例:第 1 に転倒に十分に気をつけながら、「リビングまで歩くこと」に力をいれていきます)。

〇わかりにくい書き方の傾向

利用者や家族からの意向の聞き取りが十分にできていないため、利用者や家族の言葉 (意向)が抽象的になります。また、利用者の言葉をケアマネジャーの言葉に置き換え ているものもよく見受けられます。利用者等が自分自身の言葉で語った意向を可能な限 りそのまま記載することにより、「自分が発した事実(意向)として受け止めること」が 容易にできるようになります。一方で、利用者の意向をケアマネジャーの言葉に置き換 えると、その思いの大小にかかわらず齟齬が生まれます。例えば、家族は「月1回は1 人の時間をもちたい」と言ったことに対して、「介護負担を軽減したい」とすると意味は 似ていても齟齬があることに気づかされます。

また、利用者や家族が発した支援チームへのお礼等(お世話になります等)を表記していることがあります。「お世話になります」「皆さんに感謝です」という言葉は「意向(希望)」ではありません。利用者等の言葉をできる限りそのまま表記することは重要ですが、わかりやすい表記とするためには感謝の言葉は本欄には不要です。

書き方のポイント

- 1. 利用者や家族が発した言葉(セリフ)を可能な限りそのまま具体的に表記します。
- 2. 誰の意向であるかを続柄で記載します(例:長男、長女)。
- 3. 利用者が意向を示すことが困難な場合(例:認知症等による会話困難)には、「利用者に 尋ねましたが明確な回答を得ることができませんでした」という表記もあり得ます。
- 4. 表記の順番は本人(上段)、家族(下段)とします。
- 5. 利用者及びその家族の生活に対する意向が異なる場合には、各々の主訴を区別して記載します。(表記が難しい場合には支援経過記録に残すなど説明が出来るようにする)
- 6. 課題分析の結果については、利用者や家族等の意向等に対する利用者の持つ力や可能性を加味し、また課題分析の結果を踏まえて、意向等を実現するために、どのような方向性や方針等が考えられるかを記載します。
- (注)利用者及び家族の意向については、意向を十分に聞き取ったうえでケアプランに利用者と家族と分けて記載します。意向を記載したうえで「今後の方向性(課題分析の結果)」を記載します。

【書き方の具体例】

〇わかりやすい書き方の具体例

【利用者及び家族の意向】

- ・(本人) 令和5年6月までできていた編み物や裁縫を家族のためにやりたい
- ・(本人) 月1回は、長女と一緒に行っていたファミリーレストランにまた行けるよう になりたい。畑で野菜をつくり、孫に送りたい
- ・(本人) 介護してくれる妻の身体だけは自分のことよりも大切にしたい
- ・(本人) 自宅で暮らしたいが、長男には迷惑をかけたくない。長男がたまには休めるようにサービスを利用したい。
- (本人) トイレは自分で何としてでも行きたい
- ・(長女) 毎日、髪の毛とひげだけは清潔にしてほしい
- ・(長男妻) 本人ができることには、手を出し過ぎないで見守ってあげてほしい
- ・(夫) 集団で行う体操等をすることを押し付けないであげてほしい

【今後の方向性(課題分析の結果)】

- ・ 自宅で生活を続けていくために「薬を1日3回」飲めるようにしましょう
- 長女様と旅行をするために、まず座れる時間を長くできるようにしましょう。
- 転ばないで生活するために、正しい姿勢で歩ける訓練をしていきましょう
- ・ 調理ができるようになるために、主に右手を動かす訓練と機会を増やします
- ・ 自分で歩く生活が継続できるよう、3食食べることを第一に考えましょう
- 1日も早く歩けるようになるため、頑張りすぎず、決められた運動量(1日3回の体操、足上げ)を守って、回復を目指しましょう

○わかりにくい書き方の具体例

【利用者及び家族の意向】

○抽象的で具体性がない

- (本人) 今までどおりに暮らしたい
- (本人) まわりに迷惑をかけないようにしたい
- (本人) 特に何も言うことはない
- (家族)できることは自分でできるようになってほしい

○支援チームへのお礼等が記載されている

- ・(本人) 支援していただき、ありがとうございます
- ・(家族) 皆さんにお世話になって申し訳ない気持ちです

〇介護保険サービスに対する意向のみが記載されている

- ・(本人) 通所介護は週2回でいい
- ・(長女) 引き続き、週3回デイサービスを利用したい
- ・(本人) 訪問介護をもっと利用したい
- (次女) 今のサービスをそのまま継続したい

【今後の方向性(課題分析の結果)】

- ・現段階では、意向を実現することは難しいと考えます (利用者の希望や意向を頭から否定するような表記)
- ・服薬を時々忘れるため脳梗塞の再発の恐れがあります (正当な課題ではあるが、危険・リスクのみを指摘するような表記)
- 転倒の危険、病気の再発、食事摂取に課題があります (ニーズをただ羅列するような表記)

4ページ

【書き方の具体例】

〇わかりやすい書き方の具体例

【利用者及び家族の意向】

- ・(本人) 令和3年11月までできていた編み物や裁縫を家族のためにやりたい
- ・(本人) 月1回は、長女と一緒に行っていたファミリーレストランにまた行けるよう になりたい。畑で野菜をつくり、孫に送りたい
- ・(本人) 介護してくれる妻の身体だけは自分のことよりも大切にしたい
- ・(本人) 自宅で暮らしたいが、長男には迷惑をかけたくない。長男がたまには休める ようにサービスを利用したい。
- (本人) トイレは自分で何としてでも行きたい
- ・(長女) 毎日、髪の毛とひげだけは清潔にしてほしい
- ・(長男妻) 本人ができることには、手を出し過ぎないで見守ってあげてほしい
- ・(夫) 集団で行う体操等をすることを強要しないでほしい

【今後の方向性(課題分析の結果)】

- 自宅で生活を続けていくために「薬を1日3回」飲めるようにしましょう
- 長女様と旅行をするために、まず座れる時間を長くできるようにしましょう。
- 転ばないで生活するために、正しい姿勢で歩ける訓練をしていきましょう
- 調理ができるようになるために、主に右手を動かす訓練と機会を増やします。
- ・ 自分で歩く生活が継続できるよう、3食食べることを第一に考えましょう
- 1日も早く歩けるようになるため、頑張りすぎず、決められた運動量(1日3回の体操、足上げ)を守って、回復を目指しましょう

○わかりにくい書き方の具体例

【利用者及び家族の意向】

〇抽象的で具体性がない

- (本人) 今までどおりに暮らしたい
- (本人) まわりに迷惑をかけないようにしたい
- (本人)特に何も言うことはない
- (家族)できることは自分でできるようになってほしい

○支援チームへのお礼等が記載されている

- ・(本人) 支援していただき、ありがとうございます
- ・(家族) 皆さんにお世話になって申し訳ない気持ちです

〇介護保険サービスに対する意向のみが記載されている

- ・(本人) 通所介護は週2回でいい
- ・(長女) 引き続き、週3回デイサービスを利用したい
- ・(本人) 訪問介護をもっと利用したい
- (次女) 今のサービスをそのまま継続したい

【今後の方向性(課題分析の結果)】

- ・現段階では、意向を実現することは難しいと考えます (利用者の希望や意向を頭から否定するような表記)
- ・服薬を時々忘れるため脳梗塞の再発の恐れがあります (正当な課題ではあるが、危険・リスクのみを指摘するような表記)
- 転倒の危険、病気の再発、食事摂取に課題があります (ニーズをただ羅列するような表記)

②介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

【厚生労働省通知】

被保険者証を確認し、「認定審査会意見及びサービスの種類の指定」が記載されている場合には、これを転記する。

〇基本的な考え方

被保険者証を確認し、認定審査会の意見があれば、意見を加味してケアマネジメントを行います。サービスの種類の指定がある場合には、指定に従いケアマネジメントを行います(第1表「介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」に転記)。被保険者証を確認し、この欄が未記載であった場合にも「特になし」「意見なし」等と記載します。

【基本的考え方のポイント】

- 1. 介護保険被保険者証を確認し、意見や指定の記載有無を確認します。(長崎市指定 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則第16 条)
- 2. 本欄が未記載だった場合にも「意見なし」等と記載することで、介護保険被保険者証を 確認したという事実、そして、記載がなかったという事実が明確になります。

〇わかりにくい書き方の傾向

<u>そもそもケアマネジャーが被保険者証を確認しておらず、被保険者証を「確認する必要がある」ことを知らないことがあります。また、被保険者証を確認していないだけでなく、様式から「認定審査会意見及びサービスの種類の指定」の欄を削除しているケースもあります。さらに、確認していたとしても</u>確認した旨の記録(例:支援経過記録)がなく、様式上の記録にも未記入であるため、確認したかどうかがわからないことがあります。

介護保険法第80条第2項「指定居宅介護支援事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅介護支援を提供するように努めなければならない」、介護保険法第73条第2項「指定居宅サービス事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅サービスを提供するように努めなければならない」とされています。つまり、ケアマネジャーの責務として認定審査会意見を確認し、その記載内容に応じてケアマネジメントを行うことが規定されているのです。そのため、様式から本欄を削除すると、被保険者証に「記載があった場合」に、認定審査会の意見及びサービスの種類の指定に基づいたケアマネジメントを行っていたとしても、その事実と内容をケアプランから読み取ることができなくなります。

また、本欄を使用して医療情報 (今までの病歴等) や利用に至る経緯等を記載しているケースも散見されるため、本欄使用の目的に沿った使用方法に留意します。

② 介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

【厚生労働省通知】

被保険者証を確認し、「認定審査会意見及びサービスの種類の指定」が記載されている場合には、これを転記する。

旧(令和5年度版)

〇基本的な考え方

被保険者証を確認し、認定審査会の意見があれば、意見を加味してケアマネジメントを行います。サービスの種類の指定がある場合には、指定に従いケアマネジメントを行います(第1表「介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」に転記)。被保険者証を確認し、この欄が未記載であった場合にも「特になし」「意見なし」等と記載します。

【基本的考え方のポイント】

- 1. 介護保険被保険者証を確認し、意見や指定の記載有無を確認します。
- 2. 本欄が未記載だった場合にも「意見なし」等と記載することで、介護保険被保険者証を 確認したという事実、そして、記載がなかったという事実が明確になります。

〇わかりにくい書き方の傾向

から読み取ることができなくなります。

まず、被保険者証を確認していないことがあります。さらに、様式から「認定審査会 意見及びサービスの種類の指定」の欄を削除しているケースもあります。また、確認し た旨の記録(例:支援経過記録)がなく、様式上の記録にも未記入であるため、確認し たかどうかがわからないことがあります。

介護保険法第80条第2項「指定居宅介護支援事業者は、被保険者証に認定審査会意 見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅介護支援を提供 するように努めなければならない」、介護保険法第73条第2項「指定居宅サービス事業 者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配 慮して、指定居宅サービスを提供するように努めなければならない」とされています。 つまり、ケアマネジャーの責務として認定審査会意見を確認し、その記載内容に応じ てケアマネジメントを行うことが規定されています。そのため、様式から本欄を削除す ると、被保険者証に「記載があった場合」に、認定審査会の意見及びサービスの種類の

また、本欄を使用して医療情報(今までの病歴等)や利用に至る経緯を記載している ケースも散見されるため、本欄使用の目的に沿った使用方法に留意します。

指定に基づいたケアマネジメントを行っていたとしても、その事実と内容をケアプラン

書き方のポイント

- 1. 被保険者証を必ず確認し、「意見」及び「サービスの種類の指定」の有無や内容を確認し、明記がある場合には転記します。
- 2. 「意見」及び「サービスの種類の指定」がない場合には、「特になし」「意見等なし」 と記載すると、本欄を確認した事実が明確になります。
- 3. 介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載してある内容(意見及び サービスの種類の指定)以外は記載しません。

書き方のポイント

- 1. 被保険者証を必ず確認し、「意見」及び「サービスの種類の指定」の有無や内容を確認し、明記がある場合には転記します。
- 2. 「意見」及び「サービスの種類の指定」がない場合には、「特になし」「意見等なし」 と記載すると、本欄を確認した事実が明確になります。
- 3. 介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載してある内容(意見及び サービスの種類の指定)以外は記載しません。

③総合的な援助の方針

【厚生労働省通知】(令和3年3月31日老認発0331第6号)

課題分析により抽出された、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して、 当該居宅サービス計画を作成する介護支援専門員をはじめ各種のサービス担当者が、 どのようなチームケアを行おうとするのか、利用者及び家族を含むケアチームが確認、 検討の上、総合的な援助の方針を記載する。

あらかじめ発生する可能性が高い緊急事態が想定されている場合には、対応機関や その連絡先、また、あらかじめケアチームにおいて、どのような場合を緊急事態と考 えているかや、緊急時を想定した対応の方法等について記載することが望ましい。例 えば、利用者の状態が急変した場合の連携等や、将来の予測やその際の多職種との連 機を含む対応方法について記載する。

〇基本的な考え方

各ニーズを総合的に捉えたうえで、支援チームとしての共通方針を具体的に記載します。共通方針とは、利用者等のもつ複数のニーズに共通しており、支援チーム(利用者や家族含む)のメンバー全員が共有しておくべき支援ポイントです。例えば、認知機能の低下やフレイルなど様々な生活ニーズにより、機能訓練等や生活援助等のサポートを受けている利用者がいるとします。そのとき、転倒などが起きる要因の多くは「服薬忘れによる眩暈が原因」だとすれば、服薬サポートを実施する専門職だけでなく、利用者にかかわるすべての専門職(支援チームのメンバー全員)が、服薬の確認・観察等を常に総合的な支援方針(支援ポイント)として認識しておくことが必要です。

また、対応機関や連絡先は「緊急事態の発生する場合」の判断をしたうえで記載します。「緊急事態が発生する場合」については、世帯状況や介護力、また、疾患等による急変の可能性や救急搬送の可能性等を鑑みて、総合的に判断します。記載しておくことで利用者や家族が安心できることにも留意して判断します。併せて、どのような場合を緊急事態と考えているかや、その場合の対応方法について記載します。

さらに、本欄の活用方法として現在は利用予定がないサービスであるが、将来的に利用する可能性がある場合にその旨を記載しておくこともできます。例えば、「今は必要ありませんが、介護者に急な出張等が想定される場合に、短期入所生活介護を利用します」などです。また、家族等の不安を軽減するために「何かがあれば(例:妻の体調により)即座にお泊まり等のサポートをします」という明記が望ましい場合にも本欄を活用できます。

総合的な援助方針は、利用者の意向(希望)や第2表に掲げたニーズと目標を実現する ために支援チームのサポート方針を記すものであります。それは同時に利用者や家族等 にとっても総合的な援助方針となります。利用者や家族等も支援チームの方針と同じよ うな気持ちと行動で、ともに望む暮らしや目標の実現を図っていくためのものになるこ とにも留意します。

③総合的な援助の方針

【厚生労働省通知】(令和3年3月31日老認発0331第6号)

課題分析により抽出された、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して、 当該居宅サービス計画を作成する介護支援専門員をはじめ各種のサービス担当者が、 どのようなチームケアを行おうとするのか、利用者及び家族を含むケアチームが確認、 検討の上、総合的な援助の方針を記載する。

あらかじめ発生する可能性が高い緊急事態が想定されている場合には、対応機関や その連絡先、また、あらかじめケアチームにおいて、どのような場合を緊急事態と考 えているかや、緊急時を想定した対応の方法等について記載することが望ましい。例 えば、利用者の状態が急変した場合の連携等や、将来の予測やその際の多職種との連 携を含む対応方法について記載する。

〇基本的な考え方

各ニーズを総合的に捉えたうえで、支援チームとしての共通方針を具体的に記載します。共通方針とは、利用者等のもつ複数のニーズに、支援チームのメンバー全員が共有しておくべき支援ポイントです。例えば、認知機能の低下やフレイルなど様々な生活ニーズにより、機能訓練等や生活援助等のサポートを受けている利用者がいるとします。そのとき、転倒などの問題が起きる要因の多くは「服薬忘れ」によるものだとすれば、服薬サポートを実施する専門職だけでなく、利用者にかかわるすべての専門職(支援チームのメンバー全員)が、服薬の確認・観察等を常に総合的な支援方針(支援ポイント)として認識しておくことが必要です。

また、対応機関や連絡先は「緊急事態の発生する場合」の判断をしたうえで記載します。「緊急事態が発生する場合」については、世帯状況や介護力、また、疾患等による急変の可能性や救急搬送の可能性等を鑑みて、総合的に判断します。記載しておくことで利用者や家族が安心できることにも留意して判断します。併せて、どのような場合を緊急事態と考えているかや、その場合の対応方法について記載します。

さらに、本欄の活用方法として現在は利用予定がないサービスであるが、将来的に利用する可能性がある場合にその旨を記載しておくこともできます。例えば、「今は必要ありませんが、介護者に急な出張等が想定される場合に、短期入所生活介護を利用します」などです。また、家族等の不安を軽減するために「何かがあれば(例:妻の体調により)即座にお泊まり等のサポートをします」という明記が望ましい場合にも本欄を活用できます。

総合的な援助方針は、利用者の意向(希望)や第2表に掲げたニーズと目標を実現する ために支援チームのサポート方針を記すものであります。それは同時に利用者や家族等 にとっても総合的な援助方針となります。利用者や家族等も支援チームの方針と同じよ うな気持ちと行動で、ともに望む暮らしや目標の実現を図っていくためのものになるこ とにも留意します。

☆安心カードの活用について☆

長崎市では「安心カード」が活用されています。緊急時(体調急変時・災害時・徘徊 発生時等)に安心カードが適切に発動され活用できるよう、内容をサービス担当者会議 等において周知、共有を図っていきましょう。(※利用者同意の上)

☆安心カードの活用について☆

長崎市では「安心カード」が活用されています。緊急時 (体調急変時・災害時・徘徊 発生時等)に安心カードが適切に発動され活用できるよう、内容をサービス担当者会議 等において周知、共有を図っていきましょう。(※利用者同意の上)

【基本的考え方のポイント】

- 1. 支援チーム全員が認識すべき【支援方針】を記載します。
- 2. 緊急連絡先等は、利用者の状況等に応じて記載の必要可否を検討、判断します。
- 3. 緊急連絡先の記載にあたっては、状況を判断したうえで、「どのような場合を緊急 事態と考えているか、また、その場合の対応方法」について記載します。どのような 場合を緊急事態と考えているかについては、疾患による急変が想定される場合に は、必要に応じて医師等に「どのような状態が想定されるか」等について助言を得る ことも検討します。
- 4. 現時点で利用予定がないサービス等であるため、第2表への表記は必要ないが、 今後、利用の可能性がある場合、また、家族等が緊急時の不安が強い等の場合 には、本欄にその旨を記載することも可能です。

〇わかりにくい書き方の傾向

わかりにくい例として、①サービス名とサービス内容が羅列されている、②人院歴や 生活歴などの経過のみが記載されている、③誰にでも当てはまるような文章となってい る (例:ご本人の意向をうかがい、速やかに関係機関で連携を図りサポートさせていた だきます)、④緊急連絡先や主治医の情報等が必要性の判断なく明記されているといっ たことがあります。

書き方のポイント

- 1. 【支援チームとしての共通方針】を記載します。
- 「支援チームとしての共通方針」とは、チームとして、全員が理解し、共有し、観察し、配慮し、サポートする内容です。
- ① 課題の中核(根本原因)を記載します
 - (例)服薬を忘れる
- ② 課題の中核(根本原因)から日常生活への影響を記載します (例)服薬を忘れることにより、足元がふらつくことがあります
- ③ 課題解決に必要であって、②の日常生活への影響を防ぐために行う支援チームの 共通方針を記載します
 - (例)服薬を忘れることにより、足元がふらつくことがありますので、「服薬(残薬)の確認と声かけ」を行います
- 2. 生活の経過(例:令和5年に脱水を起こしたなど)を記載する場合には、ケアプランの期間等も加味して<u>明確に年月を</u>記載します(作成したときは最新ですが、長期目標期間1年のうちに情報も状況も非常に古いケアプランになっていることもあり、「1年前」等の表記は分かりにくい場合があります)。
- 3. 緊急事態が想定される場合については、どのような状態が緊急事態であるか、また、そ の場合の対応方法について記載します。
- 4. 今すぐにサービスを利用せず「何かあったとき」のために備える旨は、第2表に記載するのではなく、本欄を活用することも可能です(例:妻の状況と相談しながら短期入所等の検討をします)。

【基本的考え方のポイント】

7ページ

- 1. 支援チーム全員が認識すべき【支援方針】を記載します。
- 2. 緊急連絡先等は、利用者の状況等に応じて記載の必要可否を検討、判断します。
- 3. 緊急連絡先の記載にあたっては、状況を判断したうえで、「どのような場合を緊急事態と考えているかや、また、その場合の対応方法」について記載します。
- 4. 現時点で利用予定がないサービス等は、第2表への表記の必要ないが、今後、利 用の可能性がある場合、また家族等が緊急時の不安が強い等の場合には、本欄 にその旨を記載します。

〇わかりにくい書き方の傾向

わかりにくい例として、①サービス名とサービス内容が羅列されている、②入院歴や 生活歴などの経過のみが記載されている、③誰にでも当てはまるような文章となってい る (例:ご本人の意向をうかがい、速やかに関係機関で連携を図りサポートさせていた だきます)、④緊急連絡先や主治医の情報等が必要性の判断なく明記されているといっ たことがあります。

書き方のポイント

- 1. 【支援チームとしての共通方針】を記載します。 「支援チームとしての共通方針」とは、チームとして、全員が理解し、共有し、観察し、配 慮し、サポートする内容です。
 - ① 課題の中核(根本原因)を記載します (例)服薬を忘れる
 - ② 課題の中核(根本原因)から日常生活への影響を記載します
 - (例)服薬を忘れることにより、足元がふらつくことがあります ③ 課題解決に必要であって、②の日常生活への影響を防ぐために行う支援チームの
 - 共通方針を記載します (個) 服業を与れることにより、日本がようの人によがありますので、「服業人産業」の
 - (例)服薬を忘れることにより、足元がふらつくことがありますので、「服薬(残薬)の確認と声かけ」を行います
- 2. 生活の経過(例:令和3年に脱水を起こしたなど)を記載する場合には、ケアプランの期間等も加味して記載します(作成したときは最新ですが、長期目標期間1年のうちに情報も状況も非常に古いケアプランになっていることもあります)。
- 3. 緊急事態が想定される場合については、どのような状態が緊急事態であるか、また、その場合の対応方法について記載します。
- 4. 今すぐにサービスを利用せず「何かあったとき」のために備える旨は、第2表に記載するのではなく、本欄を活用することも可能です(例:家族の状況と相談しながら短期入所等の検討をします)。

新(令和6年度版)

旧(令和5年度版)

8~11ページ (略)

12 ページ

単に書き方としての「○○したい・○○なりたい」という表記はしません。また、「○ ○したい」だけでは、そのニーズが何かがわからないため、「ニーズに対して○○したい」 という考え方で記載します。(例:自宅の風呂だと浴槽をまたぐことができないため、人 浴して清潔を保ちたい)。

ニーズ (解決すべき課題) だけでなく、改善する可能性がある状況についても抽出し、 ニーズ欄に記載します (例:付き添いサポートを受けることで徒歩での買い物が可能に なる/1人で歩くのは転倒する危険があるが、歩行訓練を行うことで、いずれは歩いて買い物に行きたい)。

また、ニーズは優先順位の高いものから記載します。優先順位は、そのときの利用者の状況を総合的に評価したうえで設定します。例えば、業が飲めないことによる疾患増悪や命を脅かす危険がある場合、また、食事をつくれないために体重が数か月で何kgも減少している場合(低体重及び低栄養)は、必然的に優先順位は高くなります。

医療的なニーズを一番先に書くように指導されたという「医療ファースト」の表記も よくみられます。例えば現時点では疾患の状態も落ち着いており、定期的に受診できて いるケースに対して、医療の優先順位が最も高く設定されていることがあります。疾患 に対する対応は大切ですが、常に第1位の優先順位ということではありません。

利用者側に明確なニーズがないにも関わらずケアマネジャーがサポートする内容を 記載している場合があります (例:相談することができる)。ついては、利用者側に個別 ニーズがある場合には記載し、そうでない場合は、必ずしも位置付ける必要はありませ んので、利用者の状況に応じて判断してください。

【基本的考え方のポイント】

- 1. 「したい」「なりたい」という表記は、ニーズ(解決すべき課題)に対して利用者自身の意 <u>欲を高め、それらをケアマネジャー等が</u>引き出せた結果として、「〇〇したい」「〇〇に なりたい」という表記となります。
- 「したい」「なりたい」だけでは、それを阻害している内容(ニーズ)がわからないため、 「ニーズに対して〇〇したい」という考え方で記載します。

(例:今は○○だが、○○のサポートを受けることで○○になりたい)。(例:現在は▲▲だが、▲▲の訓練を受けることで▲▲をできるようになる)

- 3. 優先順位の高い順に記載します。
- 4. サービス活用に対して、「加算(例:入浴介助加算 I・口腔機能向上加算)」を算定している場合には、ニーズとして位置付けます。また、居宅療養管理指導についてもニーズ設定が必要であることに留意します。

〇わかりにくい書き方の傾向

利用者の解決すべき課題 (ニーズ) ではなく、希望 (デマンド) のみを記載している ことがあります (例:○○を利用者が希望している)。特に、サービスの利用希望のみが 示されていることもあります。例えば、「通所介護を週 2 回利用したい」というのは、 「生活の課題」ではなく、その課題等を解決するための手段や頻度に対しての「利用者 等の望み」であるため、そもそも本欄に記載する目的とは異なります。

また、ニーズの内容が誰にでも当てはまる個別性のないものとなっていることがあります (例:自宅で暮らしたい、元気に暮らしたい)。その背景には、単に ADL の能力評価をしている、起きている事実の原因分析が十分でないといった課題分析の不十分さがあります。利用者がもつ個別ニーズを記載することが重要です。

12 ページ

単に書き方としての「○○したい・○○なりたい」という表記はしません。また、「○ ○したい」だけでは、そのニーズが何かがわからないため、「ニーズに対して○○したい」 という考え方で記載します。(例:自宅の風呂だと浴槽をまたぐことができないため、入 浴して清潔を保ちたい)。

ニーズ (解決すべき課題) だけでなく、改善する可能性がある状況についても抽出し、 ニーズ欄に記載します (例:付き添いサポートを受けることで徒歩での買い物が可能に なる/1人で歩くのは転倒する危険があるが、歩行訓練を行うことで、いずれは歩いて買い物に行きたい)。

また、ニーズは優先順位の高いものから記載します。優先順位は、そのときの利用者の状況を総合的に評価したうえで設定します。例えば、薬が飲めないことによる疾患増悪や命を脅かす危険がある場合、また、食事をつくれないために体重が数か月で何kgも減少している場合には、優先順位は高くなります。

医療的なニーズを一番先に書くように指導されたという「医療ファースト」の表記も よくみられます。例えば現時点では疾患の状態も落ち着いており、定期的に受診できて いるケースに対して、医療の優先順位が最も高く設定されていることがあります。疾患 に対する対応は大切ですが、常に第1位の優先順位ということではありません。

利用者側に明確なニーズがないにも関わらず介護支援専門員がサポートする内容を記載している場合があります (例:相談することができる)。ついては、利用者側に個別ニーズがある場合には記載し、そうでない場合は、必ずしも位置付ける必要はありません。

【基本的考え方のポイント】

- 1. 「したい」「なりたい」という利用者自身の意欲を高め、それを引き出せた結果として、「〇〇したい」「〇〇になりたい」という表記となります。
- 「したい」「なりたい」だけでは、それを阻害している内容(ニーズ)がわからないため、「ニーズに対して〇〇したい」という考え方で記載します。

(例:今は○○だが、○○のサポートを受けることで○○になりたい)。

- (例:現在は▲▲だが、▲▲の訓練を受けることで▲▲をできるようになる)
- 3. 優先順位の高い順に記載します。
- 4. サービス活用に対して、「加算(例:入浴介助加算 I・口腔機能向上加算)」を算定している場合には、ニーズとして位置付けます。また、居宅療養管理指導についてもニーズ設定が必要であることに留意します。

〇わかりにくい書き方の傾向

利用者の課題 (ニーズ) ではなく、希望 (デマンド) のみを記載していることがあります (例:○○を利用者が希望している)。特に、サービスの利用希望のみが示されていることもあります。例えば、「通所介護を週2回利用したい」というのは、「生活の課題」ではなく、その課題等を解決するための手段や頻度に対しての「利用者等の望み」であるため、そもそも本欄に記載する目的とは異なります。

また、ニーズの内容が誰にでも当てはまる個別性のないものとなっていることがあります (例:自宅で暮らしたい、元気に暮らしたい)。その背景には、単に ADL の能力評価をしている、起きている事実の原因分析が十分でないといった課題分析の不十分さがあります。利用者がもつ個別ニーズを記載することが重要です。

さらに、複数の課題が1つの文章に含まれていてわかりにくいことがあります。例え ば、【日常生活全般のサポートを受けたい】という内容で記載されている場合、食事や排 泄、掃除や入浴などすべてが含まれた内容となるため、具体的なニーズがわかりません。 目標設定との連動性や整合性がみえにくいということもあります。必ずしも1つずつニ ーズを分ける必要はないですが、目標やサービス内容等との連動性や利用者等へのわか りやすさを考慮してニーズ表記の工夫をします。

書き方のポイント

- 課題(自立を阻害している要因)が何であるかが明確にわかるような記載をします。
- ② 「〇〇したい」「〇〇なりたい」については、ニーズを解決するために利用者の自覚と意 欲(望み)がある場合に「○○したい」と記載します。利用者の意欲等が確認できない場 合には「○○の状況にある」「○○が困難な状況」など、現状を示す記載をします。
- ③ 1 つのニーズごとに記載します(関連のない複数のニーズを同時に併記しません)。

【本人が二一ズを解決する意欲がある(自覚がある)】

〇現時点で暮らし(体調)を脅かしている場合

現在の状況

なりたい姿(具体的な状態像)

(例1) 食欲が湧かないが

体重を平常に戻したい

(例2) 服薬を忘れることがあるが

入院をしない生活をしたい

〇維持が見込まれる場合

現在の状況

なりたい姿(具体的な状態像)

(例1) ふらつくこともあるが

トイレまでの移動を維持したい

(例2) 右手に不自由さはあるが

調理を継続して行いたい

【本人がニーズを解決する意欲がない(自覚がない)】 〇現時点で暮らし(体調)を脅かしている場合

現在の状況

- (例1) お尻に床ずれ(縦4cm、横2cm)があります
- (例2) 体重が減っています(1月~6月で4kg減)
- (例3) 右足首の痛みがあり家事(掃除・洗濯)が困難な状況です
- (例4) 自宅内で転倒することがあります(9月~10月で3回)

さらに、複数の課題が1つの文章に含まれていてわかりにくいことがあります。例え ば、【日常生活全般のサポートを受けたい】という内容で記載されている場合、食事や排 泄、掃除や入浴などすべてが含まれた内容となるため、何がニーズかがわかりません。 目標設定との連動性や整合性がみえにくいということもあります。必ずしも1つずつニ ーズを分ける必要はないですが、目標やサービス内容等との連動性や利用者等へのわか りやすさを考慮してニーズ表記の工夫をします。

書き方のポイント

13 ページ

- 課題が何であるかが明確にわかるような記載をします。
- ② 「○○したい」「○○なりたい」については、利用者の意欲(望み)がある場合に「○○し たい」と記載します。利用者の意欲等が確認できない場合には「〇〇の状況にある」「〇 ○が困難な状況」など、現状を示す記載をします。
- ③ 1つのニーズごとに記載します(関連のない複数のニーズを同時に併記しません)。

【本人がニーズを解決する意欲がある(自覚がある)】

〇現時点で暮らし(体調)を脅かしている場合

現在の状況

なりたい姿(具体的な状態像)

(例1) 食欲が湧かないが

体重を平常に戻したい

服薬を忘れることがあるが (例2)

入院をしない生活をしたい

〇維持が見込まれる場合

現在の状況

なりたい姿(具体的な状態像)

(例1) ふらつくこともあるが

トイレまでの移動を維持したい

(例2) 右手に不自由さはあるが

調理を継続して行いたい

【本人がニーズを解決する意欲がない(自覚がない)】

〇現時点で暮らし(体調)を脅かしている場合

現在の状況

- (例1) お尻に床ずれ(縦4cm、横2cm)があります
- (例2) 体重が減っています(1月~6月で4kg減)
- (例3) 足の痛みがあり家事(掃除・洗濯)が困難な状況です
- (例4) 自宅内で転倒することがあります(9月~10月で3回)

④長期目標及び短期目標に付する期間

【厚生労働省通知】

「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」を、いつまでに、 どのレベルまで解決するのかの期間を記載する。

「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した 「短期目標」の達成期限を記載する。

また、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあっては、開始時期のみ記載する等として取り扱って差し支えないものとする。

なお、期間の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

〇基本的な考え方

長期目標の期間は解決すべき課題 (ニーズ) を解決するまでにかかる期間を記載します。短期目標の期間は、長期目標の達成のために踏むべき段階として設定した期間を記載します。要介護認定の有効期間を画一的に位置づけることは望ましくありません。

期間の表記については、長期目標、短期目標の期間ともに「年月日~年月日」と記載 することで利用者等にとってもわかりやすくなります。

期間設定については、要介護認定の有効期間を考慮しつつ、利用者の状態や目標の内容に応じたものとします。長期間改善が見込まれない、サービスを中止すると生活が維持できない等の場合であっても、開始年月、終了年月を記載します。<u>また、新規利用者等の場合であって、仮に要介護認定有効期間が迫っている(例:更新申請まで残り3か月)時であっても、長短期の期間を同一期間とすることなく、原則として、長期目標及び短期目標期間を設定します。ケアマネジャーの判断により同一期間とした場合には、同一期間と判断した理由等を支援経過記録に記載します。</u>

緊急事態でのサービス利用については、目標として確定しない場合、長期目標期間を 設定したうえで、一時的に短期目標期間の設定を行わず、緊急対応が落ち着いた段階で 短期目標及び期間の設定を行うこともあります。

【基本的考え方のポイント】

- 1. 期間設定は、要介護認定の有効期間を考慮しつつ、利用者の状態や目標の内容に応じた設定をします。
- 2. 期間設定は、年月日~年月日と表記します。
- 3. 新規利用者等の場合であって、仮に要介護認定有効期間が迫っている(例:更新申請まで残り3か月)時であっても、長短期の期間を同一期間とすることなく、原則として、長期目標及び短期目標期間を設定します。ケアマネジャーの判断により同一期間とした場合には、同一期間と判断した理由等を支援経過記録に記載します。

26 ページ

④長期目標及び短期目標に付する期間

【厚生労働省通知】

「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)」を、いつまでに、 どのレベルまで解決するのかの期間を記載する。

「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した 「短期目標」の達成期限を記載する。

また、原則として開始時期と終了時期を記入することとし、終了時期が特定できない場合等にあっては、開始時期のみ記載する等として取り扱って差し支えないものとする。

なお、期間の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

〇基本的な考え方

長期目標の期間は解決すべき課題(ニーズ)を解決するまでにかかる期間を記載します。短期目標の期間は、長期目標の達成のために踏むべき段階として設定した期間を記載します。要介護認定の有効期間を画一的に位置づけることは望ましくありません。

期間の表記については、長期目標、短期目標の期間ともに「年月日~年月日」と記載 することで利用者等にとってもわかりやすくなります。

期間設定については、要介護認定の有効期間を考慮しつつ、利用者の状態や目標の内容に応じたものとします。長期間改善が見込まれない、サービスを中止すると生活が維持できない等の場合であっても、開始年月、終了年月を記載します。

緊急事態でのサービス利用については、目標として確定しない場合、長期目標期間を 設定したうえで、一時的に短期目標期間の設定を行わず、緊急対応が落ち着いた段階で 短期目標及び期間の設定を行うこともあります。

【基本的考え方のポイント】

- 1. 期間設定は、目標達成に必要な期間を第一に考え、一律に認定有効期間とする ことは、望ましくありません。
- 2. 期間設定は、年月日~年月日と表記します。

〇わかりにくい書き方の傾向

期間設定が、利用者の状態や目標の内容ではなく、画一的に長期目標を認定有効期間 とし、その半分を短期目標に設定していることがあります。また、短期目標を特段の理 由なく6か月等に設定していることもあります。

さらに、期間が「未設定」になっていたり、「年月~年月」「12 か月」などと曖昧で不明瞭な表記となっていたりし、明確な期間を示して目標到達を目指すという観点がないものもあります。

27ページ~38ページ (略)

39 ページ

第3表 週間サービス計画表

【厚生労働省通知】(令和3年3月31日老認発0331第6号)

第2表「居宅サービス計画書(2)」の「援助内容」で記載したサービスを保険給付内 外を問わず、記載する。なお、その際、「援助内容」の頻度と合っているか留意する。

①週間サービス計画表

〇基本的な考え方

週間サービス計画表は、利用者の1週間と 24 時間の基本的な予定を一目で確認できます。これは、利用者や家族、支援チームにとっても具体的に利用者の生活の全体像が把握できることとなります。

サービス名 (例:訪問介護) は時間軸に合わせ記載します。週単位の介護保険サービス等の公的サービスを記載し、週単位のインフォーマルサポート (家族・ボランティア等) も記載します。

また、サービス名は正確に記載し、略語(例:地通 訪介 訪看)は使用しません。 利用者等にとってわかりやすいことを最優先にします。

世帯において複数の要介護者等がいる場合には、本人とその他の要介護者等のサービス状況をケアプランに記載します(例:本人 火曜・金曜 通所介護/妻 水曜・土曜 訪問看護)。対象の利用者のサポートを軸に記載しますが、対象者以外の世帯員(要介護者等)のサービスの組み合わせ等により、生活形成がされている場合には、本欄にわかるように位置づけることもできます(例:要介護状態の配偶者のための訪問介護ではあるが、訪問介護員が行くという行為だけで、結果的に利用者の「安否確認」になっているなど)。

【基本的考え方のポイント】

- 1. サービス名を記載します。
- 2. 週単位のサービス等は介護保険給付以外のサービス・サポート内容も表記します。

〇わかりにくい書き方の傾向

「ケアプランの書き方」の基本の「き」でも記載しましたが、罫線がずれていて見え にくい (罫線に言葉が重なっている)、わかりにくい略語で記載している (例: 訪介・地 通・訪看)、また、算定項目のみ表記されている (身体1・生活2) といった、利用者 にとってわかりにくい表記となっていることがあります。

事業所で使用しているソフトが原因であったとしても、そのことは理由とならないため、利用者にとってわかりにくい表記となっている場合は改善する必要があります。

第2表に位置付けているサービスが未記載であったり、頻度に相違がある場合等があります。 ります。 また、サービス名や事業所名の表記があったりなかったりする場合もあるため、 注意します。

38 ページ

第3表 週間サービス計画表

【厚生労働省通知】(令和3年3月31日老認発0331第6号)

第2表「居宅サービス計画書(2)」の「援助内容」で記載したサービスを保険給付内 外を問わず、記載する。なお、その際、「援助内容」の頻度と合っているか留意する。

①週間サービス計画表

〇基本的な考え方

週間サービス計画表は、利用者の1週間と 24 時間の基本的な予定を一目で確認できます。これは、利用者や家族、支援チームにとっても具体的に利用者の生活の全体像が把握できることとなります。

サービス名 (例:訪問介護) は時間軸に合わせ記載します。週単位の介護保険サービス等の公的サービスを記載し、週単位のインフォーマルサポート (家族・ボランティア等) も記載します。

また、サービス名は正確に記載し、略語(例:地通 訪介 訪看)は使用しません。 利用者等にとってわかりやすいことを最優先にします。

世帯において複数の要介護者等がいる場合には、本人とその他の要介護者等のサービス状況をケアプランに記載します(例:本人 火曜・金曜 通所介護/妻 水曜・土曜 訪問看護)。対象の利用者のサポートを軸に記載しますが、対象者以外の世帯員(要介護者等)のサービスの組み合わせ等により、生活形成がされている場合には、本欄にわかるように位置づけることもできます(例:要介護状態の配偶者のための訪問介護ではあるが、訪問介護員が行くという行為だけで、結果的に利用者の「安否確認」になっているなど)。

【基本的考え方のポイント】

- 1. サービス名を記載します。
- 2. 週単位のサービス等は介護保険給付以外のサービス・サポート内容も表記します。

〇わかりにくい書き方の傾向

「ケアプランの書き方」の基本の「き」でも記載しましたが、罫線がずれていて見え にくい(罫線に言葉が重なっている)、わかりにくい略語で記載している(例:訪介・地 通・訪看)、また、算定項目のみ表記されている(身体1・生活2)といった、利用者 にとってわかりにくい表記となっていることがあります。

事業所で使用しているソフトが原因であったとしても、そのことは理由とならないため、利用者にとってわかりにくい表記となっている場合は改善する必要があります。

また、サービス名や事業所名の表記があったりなかったりする場合もあるため、注意 します。

ケアプランの記載例

※本誌の記載例については、本誌に記載されているケアプランの基本的な考え方と書き方に基づいて作成したものです。アセスメントや支援内容の具体例ではありません。なお、第2表は一部分のみ、全てのニーズについて掲載していません。書き方の参考として活用してください。

<維持事例>

事例1 外海周作さん 84歳 要介護2

一人暮らし・認知症(軽度)・裏は山で土砂災害特別警戒地域に指定されている。 自治会の仲間とのつながりが昔からある。

認知症の進行により、室内の掃除や調理が難しくなってきている。

訪問介護等の利用と自治会の仲間からの声かけサポート等でごみ出しや洗濯 などの家事を継続している。

事例2 稲佐山美子さん 79歳 要介護1

変形性膝関節症・家族が障がい

二男と二人暮らし。同居する二男が事故で高次機能障害となり、二男が担っていた買い物や洗濯を訪問介護で補っている。

変形性膝関節症が悪化しないよう自宅でのストレッチを行い、杖を使った歩行を維持している。

<改善事例>

事例3 出島蘭子さん 72歳 要介護1

うつ病により不安威が強い

三女と同居。夫の死亡によりうつ病を発症。三女はひきこもり状態。 訪問介護を活用して生活を整え、通所介護を利用することで会話する相手や 息抜きできる時間をつくり、不安感の軽減を図る。

事例4 南山手龍馬さん 76歳 要介護1

低体重・低栄養状態・車道まで急こう配な階段が65段ある

一人暮らし。長男は遠方に暮らしており、仕事がら休みがとりづらく、支援が 難しい。

自宅での清掃中に転倒し、右足首にヒビがはいり、買い物や掃除が出来なくな

低体重・低栄養で体力がない状態であったため、通所リハビリや訪問介護、配 食サービスの利用、体重の増加、栄養状態の改善を図る。

<施設入居者の事例>

事例5 認知症対応型共同生活介護のケース

事例6 介護老人福祉施設のケース

44ページ

ケアプランの記載例

※本誌の記載例については、本誌に記載されているケアプランの基本的な考え方と書き方に基づいて作成したものです。アセスメントや支援内容の具体例ではありません。なお、第2表は一部分のみ掲載しています。(全てのニーズについて掲載していません。)書き方の参考として活用してください。

<維持事例>

事例1 外海周作さん 84歳 要介護2

一人暮らし・認知症(軽度)・裏は山で土砂災害特別警戒地域に指定されている。 自治会の仲間とのつながりが昔からある。

認知症の進行により、室内の掃除や調理が難しくなってきている。

訪問介護等の利用と自治会の仲間からの声かけサポート等でごみ出しや洗濯 などの家事を継続している。

事例2 稲佐山美子さん 79歳 要介護1

変形性膝関節症・家族が障がい

二男と二人暮らし。同居する二男が事故で高次機能障害となり、二男が担って いた買い物や洗濯を訪問介護で補っている。

変形性膝関節症が悪化しないよう自宅でのストレッチを行い、杖を使った歩行 を維持している。

<改善事例>

事例3 出島蘭子さん 72歳 要介護1

うつ病により不安感が強い

三女と同居。夫の死亡によりうつ病を発症。三女はひきこもり状態。

訪問介護を活用して生活を整え、通所介護を利用することで会話する相手や 息抜きできる時間をつくり、不安感の軽減を図る。

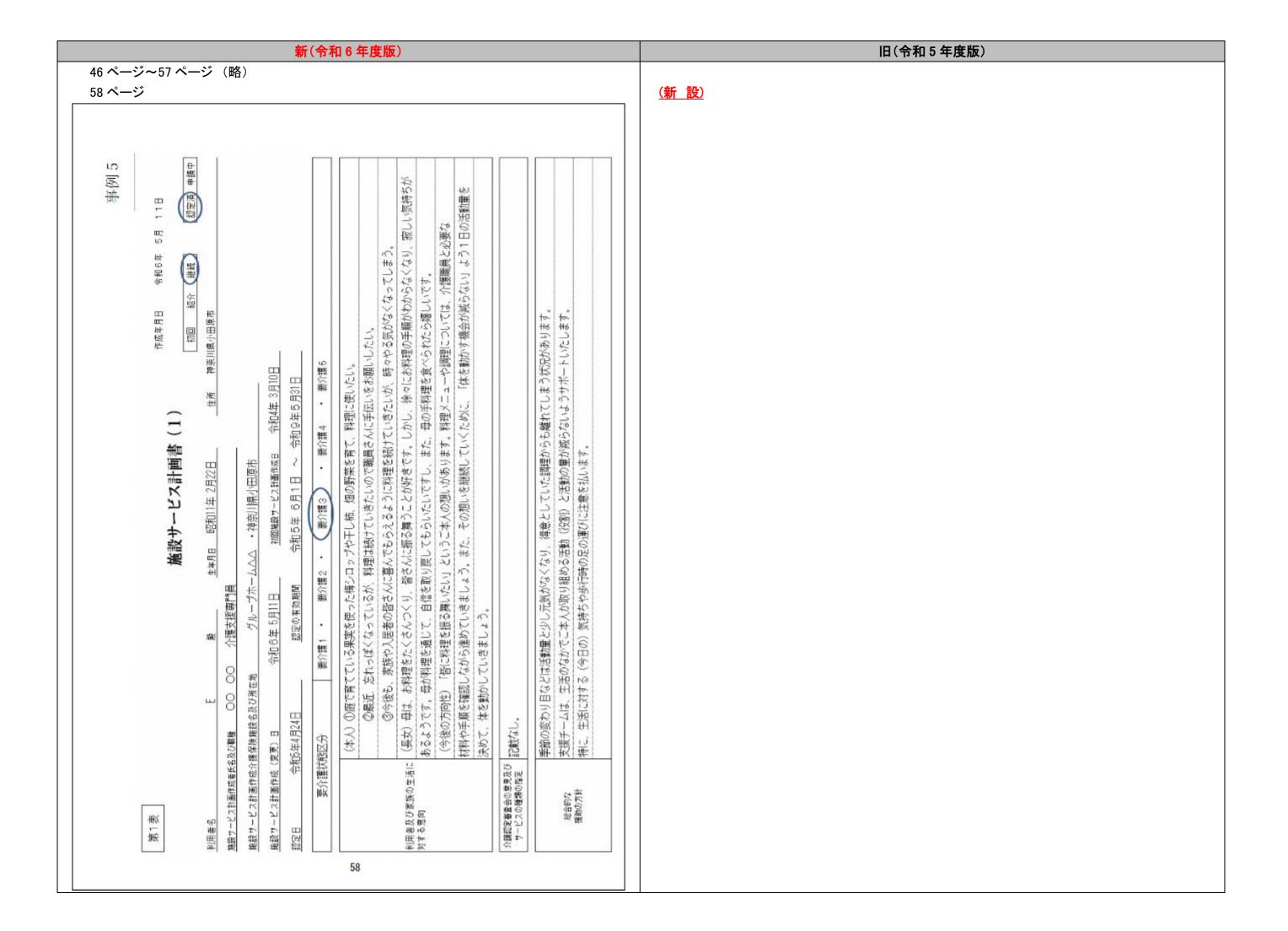
事例4 南山手龍馬さん 76歳 要介護1

低体重・低栄養状態・車道まで急こう配な階段が65段ある

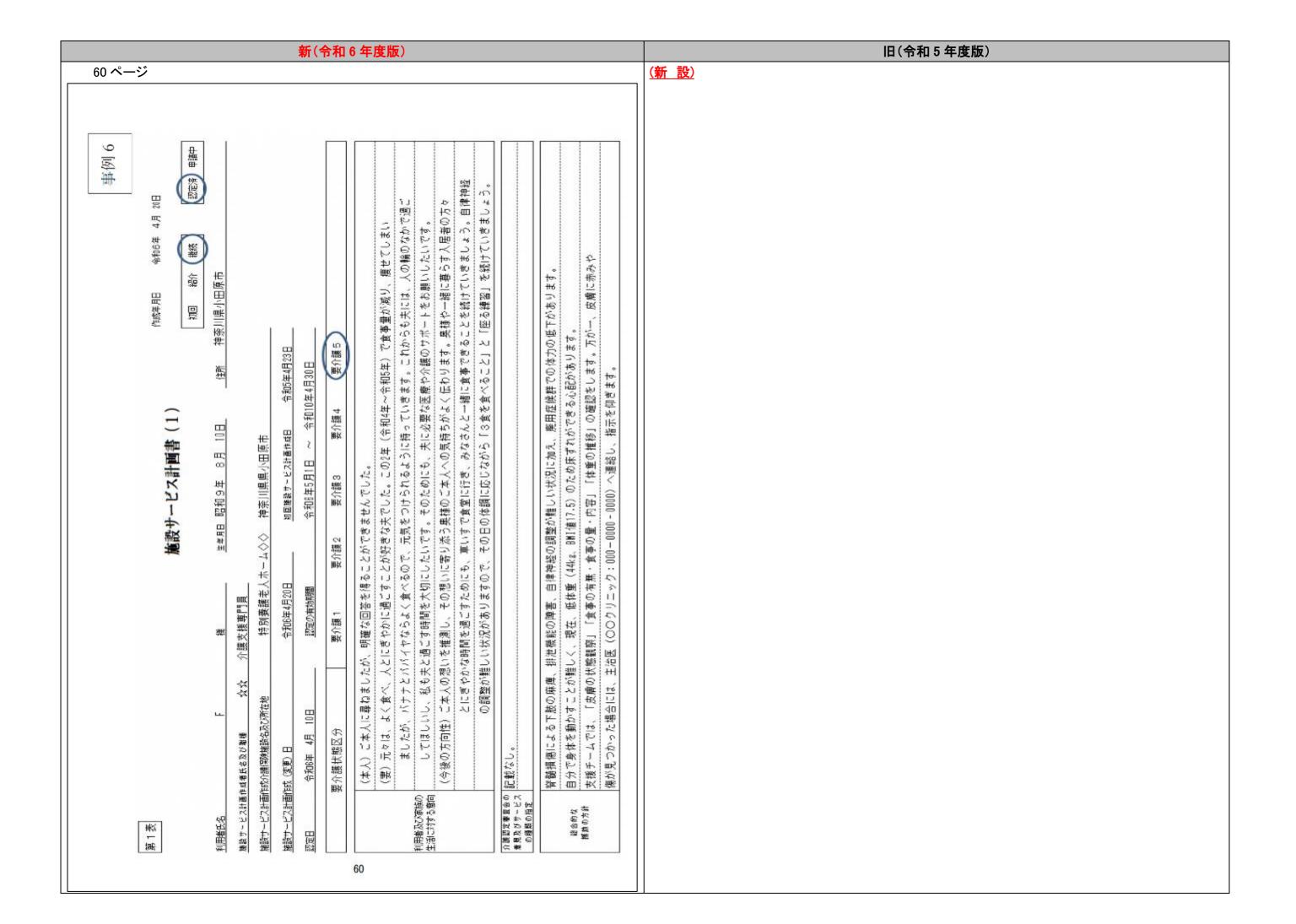
一人暮らし。長男は遠方に暮らしており、仕事がら休みがとりづらく、支援が難しい。

自宅での清掃中に転倒し、 右足首にヒビがはいり、買い物や掃除が出来なくなる。

低体重・低栄養で体力がない状態であったため、通所リハビリや訪問介護、配 食サービスの利用、体重の増加、栄養状態の改善を図る。



(新 設)



					新((令和 6 年度版)						旧(令和	旧(令和5年度版)	旧(令和 5 年度版)	旧(令和5年度版)	旧(令和 5 年度版)
61 ペー	ジ									(新 設)						
					10		01		0.0							
-部分記載例	20B		55	令和6年 5月1日 ~	令和6年 月31日	令和6年 5月1日 ~ 令和6年 月31日	令和6年 5月1日 ※ ※ ※ ※ 月31日	令和6年 5月1日 5月1日 今和6年 月31日	令和6年 5月1日 ※ 令和8年 月31日							
部分冒	年			iii iii			K K	do.								
Ī	令和6年		要	①月2回 ②月2回 (5月2日 (5年2年年) (5年1日) ④食事時	の月1回 の食事の の食部 の適1回 (F	©1820 ©1820 ©2020 水・金 ©2030 水・金 ©2030 水・金 ©2030 水・金	○ (①月2回 ②月2回 ③1日2回 ②東華特 ⑤食事等	①182回路・夕 ②182回路・夕 ③182回路・夕							
				++		Control of the Control		Assessment seems have								
	年月日		期	(1) 自動性医師 (2) 医師・衛門状 (3) 他世代 株士 (4) 中世紀 米米士 (4) 中間 株本士	日 女	の看護師・介護節員 の名護師・介護問員 の名護師・介護問員 の名義師・介護職員 の名義師・介護職員 の本人	の の は の の の の の の の の の の の の の	有 有 有 表现,介表程度 集部,介践程度 集部,介践程度	の小臓器はのの小臓器はのの本人							
	作成年月		支擔方部	# 1000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0	600 84 84 84 84		# 8888	() () () () () () () () () () () () () (\$ 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6							
			101	L°	を選びます	f. (Ab.Aoootha また、独物) がこ	bf f。 eを解解し	の原量や色、洋道物の角無を確認します。 の体便状別に応じて下解等の内部後を他方します。 の機能管置カテーテルの管理をし、原量や色、洋道物の着 を確認し、原係業をします。 の体値状況に応じて下降等の内部薬の調膜をします。 の1日のの水分の利用をを確認し、水分維持を促します。 の1日のの水分の利用をを確認し、水分維持を促します。								
				禁者します キャ	3° ⊘⊞∰⊘	ンをしま3 ・保護フ・ に浴をし3 ケア (蓄数 できるよ?	す。 5 陳へ背」 様をしま3 いか、 師	す。 他力しま3 量や色、ジ 調験をし3 動き促し 飲みます。	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *							
		(2)	4万万元	にます。 変状態の電 等を指揮し の は は は は は は は は は は は は は	は、海ボルのまった。	動物の治学 関に応じた オ・中治・ キでの入浴 キでの入浴	ッチをしま ます。 ペッドを4 パッドを4 J格リの支 D低下がね	Seminous Dynama a をし、原 Dynama Dynama Dynama Dynama Serie)を	大型							
		ス計画書	+	と類型を タから報 とれた発	する価は	かりとなった。 でで、選手では、選手を対する。 とはます。 なりょい。	の公子 のお話でし かくの様 はな自用	移の海廉? イト部等の 予ルの節3 冷します。 で音を確認 分(トロニタ	(推) を保ず (職) を保す (事)							
		ピス		の飲み込みの評価と構習者します。 の作業と自然データから来継状態の整数を ②栄養パランスのとれた食事を指揮します の合金量となるもの。 今氏数をは20. キャ	の無事型で放送する。 の体験を変更します。 のお確立がありっピング(他びした・海苔の田草)を の体験をします。 の本人の好きな具帯を差し入れします。	 ○時間サア (オムツ交換・結婚の洗浄)をします。 ○反素の状況を翻解し、必要に応じて、保護フィルムを担い、 り、軟費を送ります。 ○保費を送ります。 ○保費を送ります。 ○保費の状態に応じ、活動が・手浴・足浴をします。 をします。 ○保証の回答を変えます。 ○保証の回答を変えます。 ○保証の回答を変えます。 ○保証の回答を変えます。 ○保証の回答を変えます。 ○保証の回答を変えます。 ○保証の回答を変えます。 ○保証のはます。 	 ○首七四数の機能のストレッチをします。 ○座も姿勢を保します。 ○座も姿勢を保します。 ○車いすに乗る30分前にベッドを45度へ背上げします。 ○ペッドから車いすべの乗り移りの支援をします。 ※30実施両は、急な血圧の低下がないが、静色を翻す。 す。 	が が が が が が が が が が が が が が	の電温(28度前性)を保ちます。 ②気温に合った支部を本人と一緒に選びます ③支融を選びます。							
		-47		の時からの子供の	の の の の の の の の の の の の の の	5000000000000000000000000000000000000	5000 1000	のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	100							
		施設	組織	\$26年 月1日 ○	令和6年10 月31日	令和6年 5 月1日 ~ 令和6年 10月31日	令和6年 5 月1日 ※ 令和6年 10月31日	帝和6年 5 月1日 令和6年 10月31日	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$							
			100	KSICA BMICE			ことがで ことがで		ない。これが							
			# E	体重が48.50		医療にあみができないこと(全和8年4月20日現在、 管4月20日現在、 管骨・仙骨部に赤 みができます)。	1111111111111111111111111111111111111	1日に1000m I の 水分を摂ることが できていること。	温春さに答る							
			生活の目が		令和7年 187 4月30日	会和6年 成7 5月1日 なり 7月1日 なり 6月1年 前年 4月30日 みず	令和8年 5月1日 30 ~ 令 4月30日 4月30日	令和6年 5月1日 1日 ~ 令和7年 73 4月30日	今和6年 5月1日 気 2 1月30日 (13)							
		820	1	NO.	2005.000	25 SAVOR	1725 energy	1								
		ш	1000	7.5kg C7 ₂		いなきない	(時 (30分) は (すに雇り、食 食事をするこ 能器できてい と。	e値も便能 こと生活が でいるこ	S版合)で とが離れ と。							
			ú¢	体重が47.5kgになる。 ろこと (BMT	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	来ずれができ 生活が続い こと。	を を を を を を を を を を を の の の の の の の の の	展覧の でなっないない を と。 と。	(38) (20) (20) (30) (30) (30) (30) (30) (30) (30) (3							
			- ×	100.000				(職事がある) (発症や便能 (がありま	いせってで大字で							
		. 40	二) 翻鎖()	ななられてまる。	年4月15 g. BWI值	変えたので うないでした。 をなってなる。 でななながまれた。 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	Fないか すな、 あったと のことで がは まず	数の の の の の の の の の の の の の の	を を で で で の の の の の の の の の の の の の の の							
	旅6	和開業氏名	生活上の課題	食の組さがありますが、飲み込みの練習者を続けることで、適正なは事で生活をしま	す。 (令和 在、44 17.5)。	自分で破返りをすることが離しいですが、	血圧の下がりやすさが ありますが、座る練習 を続けることで、食事 時(30分)は率いすに 座る生活が可能です。	排泄機能のP リ、原路感染になる心配は す。	体温調整が難しいです が、環境に合わせた状 服を着ることで、平額 (36度台)で適にすこ とが可能です。							
						61										

						親	f(令	和 6:	年度	版)									
62 ~-	ジ																		
8															71				
该 例		ā					П				T				П				
部分記載例	∄ 20 ⊞	紀の丁紀				163 184 80 80		FQI	100H*H9		100								
部分	#	发				m(程度)	新	10日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	一番 単一番 単一番 単一番 単一番 単一番 単一番 単一番 単一番 単一番 単	報報を	からを構じ			10年1日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		7.6	の程度の		
	# 106	‡な日常生				(日中聚曲: 600m/程度) 86张·整路·长期多量(3	(明二國), 1	Mark-Ma	44年6月2日 シ. 入金6日 オー88日 -	野な	\$ B	※※	動いな	選 は		が	原量:400		
		250		Ш		(HH)	10.1	製作品	を ・	44・単数	お茶を設しましましましましまいまし	840	200	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	28	17. 18	((((((((((((((((((((((((((((((((((((((Н	
	ЯВ					麻 钟	20 M		5 时位交换	(a) (b)		di .c.		高級く機関 配金・配く業 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		46			
	作成年月日	1	低久	红纹	45	研究・液原 はカイナ・経	が	大学 会談人	行動の場合	大学 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	2000年11年	第一表立との面を ペットで削けなる	数 を	間、1本へ回し、1 (日本・ク食・影響 (日本・ク食・影響	10000000000000000000000000000000000000	東会社の 原産権等・原産 教育	(#ID20)	おけ交換	
			404	4	481020	提供公司	10年の大学会会を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	和機関	8	製作品	教女は母	in S		を の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	2	が変数	140	1940	
						(年)	7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	\$20#.	-体位文第	最小部	+		1	銀い路・		報			
			位文章	は文語	******	発売機能・対応を表別です。	高校学習・ Ayrobility 教育と認識 研纂・報酬・	編み 過失 デンな書 子と報告デ	部分数 シャクを動 シャを動けず	を を を を を を を を を を を を を を	ながら は は なが な な な な な な が な が は る と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	100円を発生した。 100円を発生した。 100円を発生した。 100円を表する 100円を表する 100円を表 100円を表 100回 100回 100回 100回 100回 100回 100回 100	は次語	100年の100年の100年の100年の100年の100年の100年の100年	 	年の77版 原産権及・原産 収扱	体位交换	数次切款	
	##X		世	2	2	医制	見て何だ	19 V V	K Y Y	46世纪1	と世で	#4# K	# Y	報告を	8 4 1	10世以	艺	2	
	一一	49				研究・ は 体制・ で と で		を 発力	(大) (中位)	4年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10		8 巻 章	ħ	日本の	2	新新			ŝ
	ピス計画表		병 조화4/	数ながず	製成 印本	の記載を	を記さる。 はいかを加上する。 を使うできている。 では、他のでは、これを	等くれると 出版を が	世紀 国業	を表現した。 を表した。 を表した。 を表した。 を表した。 を表した。 を表した。 を表した。 を表した。 を表した。 を表し。 を表した。 を表した。 を表した。 を。	を対けませ	素例う型 せかり音 ネッドシ語	(金属なる)	数様へ記載 (対象・少貴・重	15 TO	東の1780 原画機能・原施 約03	製送の料	数次の本	7往移(歯科)(調)回(金)))、
								228	1欠降	超				報句・記し					(文)
	間間中	K	ez.	45	55	郡・京田等 女士権等	2000年11月 2000年11月 2000年11月 2000年11月	1000年	操 线数 [上字]	を変え	報告	1884 1884	44 第	資業へ記載して存金の表示を表示していません。	-13-80 -13-80	東京77日 原日編29・原南 収益	45	45	ク往移())、
	興		本日本	な日本	本位立法	提 任 報 任 致 到	部では では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	神神など	#80# 7/27 8/25/	(1) (1)	() () () () () () () () () ()	ASSOCIATION OF STATE	# (2) A	() を を を を を を を を を を を を を を を を を を	A CO	を開きる	体的交換	18(0)2:35	タルクリコック 第2・4(米))
						$I \cup I \cup I$	1 48	165	おび文章	報告				第12年・保護	Ш	き			27.72 第 25日 第
		*	€	400	体位文操	連続・東京 サウザー サクリーを	国内学院・開発が と、「内部」で、 対象と観客 を発う観察 (の)	40年間で、10年には、10年には	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	最後の機関を受ける	1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	2000年	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	食養へ物費の存養を	- 18gp	東 6277 展 原 回 編 25- 原 晩 章 夏 18-	(4)公路	体位犯数	8). Q
			担世	担	된								20 1	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	65/	2 田 法	超	想	· 3水曜 クリエー
		* ×				株袋	開発される 報告が明 ムシで付置して 各様と記憶 存在・監修を選挙を	1000 P	· (本位文)	報信	4 2	VIA	1	- 国小教師		#			100元
			観る意味	製なり	第三の名	の記憶を	2. 1995年 19	編号・指令 oPFへ指揮 oF部上の	節件操 シドンを シド酸上げ	を 本明を を 学・の表	の方式を	一般である かん 一般できる かっぱん 一般できる かんしん おいまい かんり はい しょう しょう しょうしょう	位文権	会議へ記載しており、日本の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	0 F7-45	第2011年 新型線22・原連数 終5度	製造型数	製芸の科	五)(20)(20)(20)(20)(20)(20)(20)(20)(20)(20
			45	左	22									は一部の中で	NX P	BE 882 756	基	花	1000年 (2010日 (2010日)
		E				· 原版等 整卷	11.00 to 10.00 to 10.	版 で げ・存位又	(新) (广) (中位文	1. 個別の表示を	£ 1	2 光章	1	2	3	教置位			東京 東部 の の 来館
			は位文語	体位文件	お位立改	原本 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	東次年間・雑品路割 くら下が新上げ 数第へ記載 (本務・編集・記録を記	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1日		を を を を を を を を を を を を を を	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	大学 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	(株文型を)	食養へ扱動 (日操・夕食・服 を養物・結束	SPAS S	東次277年 原皇衛第2-原職権 収録	体的效益	作の交換	○○診療指抗阻診療(医師) (月2回 第1・5大編日)、○○灯ン 新聞記集等○○(1~20~月(1回)、レジエーション(月2回 聖と表党の来的(第1回 推進日曜日)
	第3表	利用者名	00.0	2:00	4.00	6.00	8.00	8	8.01	12.00	14:00	8	3	18.00	20:00		22:00	00:0	選単位以外 のサービス
				践	筬	10	中军	Į+	雹		Į	+#			₩.	I	践	検	適単のサ
				1/42/51		0034,74		62	2			Yes Di			1 7				